

お客様各位

2023年12月25日
平成債権回収株式会社
代表取締役 田代 秀之

法務省による行政処分について

弊社は、2023年12月22日法務大臣より下記の内容の行政処分を受けましたのでお知らせいたします。

弊社は、この度の行政処分を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、根本的な原因分析とその改善を図り、経営管理体制、業務運体制及び内部管理体制の一層の強化・充実に取り組み、全社員が法令順守意識の再徹底を含む再発防止に努めてまいります。

お客様をはじめ関係する皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

記

【行政処分の内容】

1 業務停止命令

令和5年12月29日から令和6年2月28日までの間、すべての営業所における、次に掲げる業務を除く業務の全部を停止すること。

- (1) 弁済の受領に関する業務（弁済に必要な文書等の交付に関する業務を含む）
- (2) 訴訟又は調停に応ずる業務
- (3) 法務大臣が特に必要と認めた業務

2 業務改善命令

業務の適正な運営を確保するため、速やかに以下の措置を取ること。

(1) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「法」という）第5条第4号に規定する「常務に従事する取締役のうちにその職務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有する弁護士」を速やかに選任すること。

(2) 債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、取締役会及び監査役の機能を確保するための抜本的な方策を講ずるとともに、法令遵守体制（役職員が、法令を正しく理解し、確実に遵守することのできる体制）及び業務運営体制を構築すること。その際、特に次の点に留意すること。

ア 会社法（平成17年法律第86号）第318条第1項に規定する株主総会議事録の適正な作成・保存を行うこと。

イ 取締役会を適正に開催するとともに、会社法第 369 条第 3 項に規定する取締役会議事録の適正な作成、保存を行うこと。

ウ 債権管理回収業に関する会計処理を適正に行うこと。

エ 法第 20 条の規定に従い、債権管理回収業に関する特別措置法施行規則（平成 11 年法務省令第 4 号）第 15 条第 1 項に規定する帳簿書類の適正な作成・保存を行うこと。特に、同項第 4 号に規定する帳簿書類については、交渉過程の事後検証を可能にする視点から、その記録方法の見直しを図ること。

（3）業務改善命令の発令日から 1 か月以内に、上記（2）に関する開園措置の具体的内容及びその実施時期を明らかにした業務改善計画を策定し、その内容を当職宛書面で報告すること。

（4）上記（3）の業務改善計画を計画通りに実施すること。

（5）上記（3）の業務改善計画の実施が完了するまでの間、その実施状況を 3 ヶ月ごとに当職宛書面で報告すること

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

平成債権回収株式会社

電話 03-6262-9523